



開会あいさつをする岡山赤十字病院の
社尚志院長。岡山市認知症疾患医療セ
ンターは同院に設置されている



「認知症、最近の話題」と題したシンポジウム
(岡山市認知症疾患医療センター主催)が9月26
日、山陽新聞社さん太ホール(岡山市北区柳町)
で開かれた。最新の治療薬・レカネマブの効果、
認知症の人を支える成年後見制度、認知症が進行

した際の胃ろうの位置づけ、認知症の人が徘徊し
た際の適切な対応について、医師3人と弁護士1
人が講演。パネルディスカッションも行われた。
オンラインを含め約300人が聴講した。4人の講演
要旨を紹介する。

シンポ「認知症、最近の話題」さん太ホール



栄養補い生活動作向上

摂食えん下障害を来した認知症
患者へどのようにアプローチす
るか〜胃ろうの位置づけ

岡山協立病院消化器内科

板野 靖雄氏

胃ろうとは胃内と腹壁を
つなぐトンネルのことで内
視鏡で比較的簡単にできる
増設した人のうち、認
知症の人が59%、その疑
いのある人が9%を占め、
20年前から倍増した。栄養
サポート、嚥下評価、胃ろ
う造設に関わることの多
くは認知症の患者さんに関
わることであり、進行した
患者さんの多くは栄養障
害や嚥下障害を抱えてい
る。認知症になると、食へよ

その原因を調べ、嚥下機能
を評価し、食支援をしなけ
ればいけない。
胃ろうには世間の誤解が
あるが、食べられなくなり
寝たきりになった人を生か
すための道具ではない。延
命のための胃ろうは勧め
ていない。栄養不足を補
い病気を治しADL(日常
生活動作)を上げるとい
う目的がある。ただ、嚥下障
害がひどくなる前に行う必
要がある。



本人目線で寄り添って

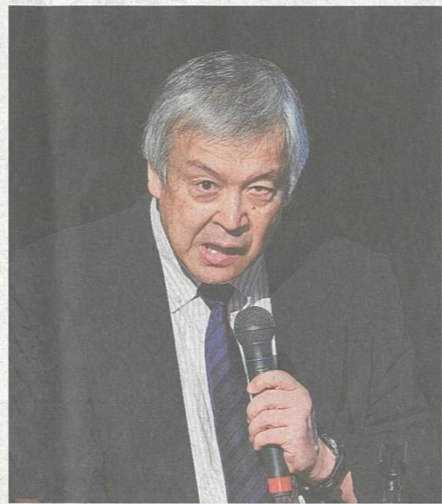
認知症の人の一人歩き
いわゆる徘徊には意味がある

慈圭病院副院長

石津 秀樹氏

徘徊を介護者目線で見ると、
「一外へ出ようとして困
ると考え、鍵をかけて閉
じ込めるような対応をす
る。しかし、本人には「こ
こは落ち着かない」「自分
の家に帰りたい」という思
いがある。本人目線で考え
て寄り添いながら一緒に歩
いてあげるなど、こまやか
な対応が求められる。
徘徊は認知症の周辺症状
の一つ。周辺症状とは家族
や周囲に対する拒否宣言だ
と考えられている。記憶の
混乱、ストレス、孤独感、

心身の不調や薬の副作用、
周囲の環境などが徘徊の原
因となる。しかし、徘徊に
効く薬はない。くつろぎや
安らぎ、結びつきなど認知
症の人が何を求めているの
かを本人目線で考えてあげ
てほしい。徘徊はその人に
とって意味のある行動で
あり、非難せずに理解する
ように努めることが大切
だ。
一方、徘徊が頻繁に起こ
る場合は家族だけで対応し
ようとせず、専門家や地域
の協力を求めることも必要
だろう。いざというときの
ためにGPSを身に付けて
もらったり、行政が運用し
ている検索依頼のメールな
どを活用したりすることも
できる。
認知症は徐々に進行する
が、徘徊は軽度から中等度
の段階で起こる。ネガティ
ブなイメージを伴う言葉な
ので、探索行動、歩き回り、
1人歩き、道迷いなどと言
い換えて、できるだけ使わ
ないでほしい。



1年半投薬で改善確認

新しいアルツハイマー病の治療
レカネマブ

岡山市認知症疾患医療センター長・
岡山赤十字病院精神神経科部長

中島 誠氏

認知症の有病率は80代半
ばまでは男女とも変わらな
いが、その後は女性の方が
高くなる。全体の6〜7割
を占めるアルツハイマー型
は約20年前から進行する。
アミロイドβ、次にタウと
いうタンパクが脳内にたまり
り脳が萎縮することで起
る。
認知症に至る前の軽度認
知障害(MCI)に効果的
な薬はなかったが、昨年
発売されたレカネマブは
アミロイドβを取り除く
作用があり、MCIから認
知症の初期の段階まで効
く。
レカネマブは2週間に1
回、1年半にわたり点滴で
投与する。アジア、北米、
欧州の約1800人につい
て効果を調べたところ、ア
ミロイドβの減少、歩行や
食事などの日常生活の改善
が確認されている。1年半
投与すると半年くらい進
行を遅らせると考えられて
いる。一方、発熱や呼吸困
難、アレルギー反応などの
副作用も約25%にみられ
た。脳浮腫や脳内出血も確
認された。多くは無症状な
ので、時々MRI撮影に
より状態を確認する必要が
ある。
今年8月現在、国内で2
千人以上がレカネマブでの
治療をしており、うち当院
では17人を診ている。さら
に、ドナマブという新た
な新薬が先日承認された。
レカネマブよりも高い効果
が期待される半面、副作用
も2倍ほどあるとされている。

認知症基本法と
成年後見制度について

佐々木正有法律事務所

佐々木 正有氏



財産管理に事前検討を

認知症基本法が今年1月
施行された。認知症の人が
尊厳を保持しつつ希望を持
って暮らせることを目標に
理念と基本方針を示してい
る。認知症が進行すると、
財産管理と身上監護の面
助けが必要になる。そのた
めに成年後見制度がある。
成年後見制度は法定後
見、任意後見に分けられ、
法定後見はさらに判断能力
に応じて後見、保佐、補助
に分類される。任意後見と
は本人に十分な判断能力が
あるうちに、誰を後見人に
し、どんな依頼をするかを
事前に準備しておく制度
だ。
家庭裁判所は後見制度の
要件を満たしていれば後見
人をつける。その際、誰が
財産管理能力があるかを重
視して後見人を選ぶ。家族
ではなく弁護士や司法書士
ら専門家が選任されたり、
本人や家族の財産を自由に
使えなくなったりするの
で、必ずしも希望通りには
ならないことを理解してお
いてほしい。
親族で財産を管理したい
場合は後見制度支援信託と
いう制度がある。最初は親
族と専門職が後見人とな
り、専門職が財産状況を整
理して現金貯金の大部分
を信託預金にし、信託が完
了すれば後見人から離脱
し、親族のみが後見人とな
る。一度、後見制度を利用
すると途中でやめることが
できない。何のために制度
を利用するのか、他の制度
を利用できないのか事前に
よく検討してほしい。